

男女共同参画社会の実現を目指して

2017年6月発行 編集・発行：忠岡町人権広報課 電話：22-1122 FAX：22-0364

共に支えあう
防災体制に

災害が起きると、被災者のなかでも、性別や年齢、障害の有無、被害の程度で、抱える困難は異なります。それぞれ、必要とする支援や避難生活での優先事項も異なります。特に、乳幼児、妊産婦、要介護者、障害者、そして女性は、通常物資以外に特別に必要なものがあります。災害時に特定の人たちだけが困難を抱えないよう、対策が必要です。

また、「防災」という言葉は未だ「男性が担う力仕事」というイメージが強くなっています。もちろん、力の必要な作業もありますが、風間、災害が起きた場合、家にいる可能性が高いのは女性や子ども、そして高齢者です。

みんなが共に支え合う、防災に強い地域をつくっていくためには、多様な視点を持った地域づくりが必要不可欠です。いざという時、各年代層の男女それぞれが持てる力を発揮できるようにしましょう。

～多様な視点を持って人権を尊重し、安全・安心を確保しましょう～

災害時の避難生活において人権を尊重することは、女性にとっても、男性にとっても必要不可欠であり、どのような状況にあっても一人ひとりの尊厳、安全を守ることが需要です。これまでの災害の経験でよく言われていることは、例えば、避難所生活になった場合、女性用品の配布への配慮や更衣室や洗濯物の干場の確保など、女性の視点に立った配慮やプライバシーの問題です。

しかし、それらの配慮は男性には必要ないのでしょうか。決してそうではありません。男性の中には、人前での着替えや洗濯物を見えるところに干すことに抵抗がある人がいます。それは決して特別なことではなく、「男性は平気だろう」「男性は少々我慢できるはず」といった視点で片付けてしまっていることが多いことに私たちは気づかなければなりません。

多様な視点とは、男女の違いだけに目を向けることではなく、年齢、障がいの有無、国籍、そして固定した性別へのイメージにとらわれない一人ひとりの人権を意識した配慮にもとづく視点なのです。日頃から男女が共に防災の担い手としての責任を持ち、地域の防災活動に積極的に参加しましょう。



もしものためにいつも備えを！

助け合おう！
分担・協力



災害時には、男性は休まず救助活動や事業復旧に従事し、一方、保育・福祉・医療サービスの機能低下により増大した家庭的作業が女性に集中しやすくなるため、相互の配慮が必要です。性別で役割を決めず、柔軟に役割分担しましょう。

防災に関する意思決定は、男性中心が現状です。しかし、通常物資以外の育児・介護用品や女性用品の準備、また、トイレ・更衣室など配慮や特別な要件が必要な問題に対応するためには、女性の参画が不可欠です。

参画しよう
多様な視点で
避難所運営



確保しよう
安心・安全！
No！暴力



災害時には、女性・子どもへの暴力が増加する傾向があります。DVやハラスメント、暴力を見過ごさない環境・雰囲気を作りましょう。ルールを決めて安心・安全な生活を確保しましょう。

災害発生時は、不安や恐怖の中で女性はメンタルヘルスが悪化しやすく、男性は弱音を吐くことを避ける傾向にあるため、精神面で孤独になることがあります。阪神・淡路大震災では、「仮設住宅での孤独死の約7割が男性」であり、特に50代、60代の男性の割合が高かったという報告があります。住民同士の助け合いや誰かとつながっているという安心感が支えや力になります。ぜひ、積極的に地域とつながりを持ちましょう。

心のストレス
ためないで

～相談機関のご紹介～



一人で悩まずお気軽にご相談ください

<p>★大阪府女性相談センター ☎06-6949-6022 06-6946-7890 9:00～20:00（祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p>
<p>★みんなの人権110番 ☎0570-003-110 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★インターネット人権相談 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html 24時間利用可能</p>
<p>★働く女性の全国ホットライン ●無料電話相談 ☎0120-787-956 毎月5・10・15・20・25・30日 平日の場合 18:00～21:00 土日・祝日の場合 14:00～17:00 ●有料電話相談予約 ☎03-6803-0796 1時間2,000円（前払い）</p>	<p>★男性のための電話相談 ☎06-6910-6596 第2・3土曜日 17:00～21:00 その他の週の水曜日 16:00～20:00 ★泉大津労働基準監督署 総合労働相談コーナー ☎0725-32-3888 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p>